

⇩ 従業員の通学費用

Q : 当社では、社員のうち1名を、定時制の工業高校に通学させています。この場合の授業料相当額は、その社員の給与所得になりますか？

A : 適正なものに限り、給与所得として課税しなくてもさしつかえないとされています。

【解説】

給与所得とは、「勤労者が勤労者たる地位に基づいて使用者からうける給付」をいいますが、これには、本来の賃金や給与のほか、使用者から受ける数々の現物給与も含まれます。今回の学資に充てるため給付される金品はこの現物給与に該当しますが、所得税法に規定されている非課税所得には該当しませんので、原則として給与として課税されることになります。

ただし、このような金品でも次に掲げるものについては、これらの費用が適正なものに限り課税しなくても差し支えないとされています。

(1) 使用人の職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会などの出席費用又は大学などの聴講費用

(2) 中学校、高等学校など学校教育法1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）に修学するための費用

したがって、今回の修学にかかる授業料相当額は、その社員の給与所得に含める必要はありません。

